

# 青森県報

第四千百九十九号

平成二十八年  
九月十四日  
(水曜日)

## 告 示

青森県告示第五百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
フアーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	平成 二六・八・一

青森県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 目 次

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課）	一
道路の区域の変更	（道路課）	一
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（商工政策課）	二
右 同	（ 同 ）	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（会計管理課）	三
建設業者の許可の取消し	（中 南 地 域 民 局）	四
右 同	（西 北 地 域 民 局）	五
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	（事 務 局）	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	（ 同 ）	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	（ 同 ）	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	（ 同 ）	六

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一の一八四から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九〇九の二まで		三・二・五〇メートルから 四・二〇メートルまで	一、六四〇・〇〇メートル	

2	国 道 三三三八号	下北郡東通村大字砂子又字沢内五の一から 下北郡東通村大字砂子又字沢内九の七まで	前		七・一メートルから 三二・一メートルまで	一六〇・〇〇メートル
			後		七・五二メートルから 一六・一四メートルまで	九六一・九〇メートル
1	国 道 三三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字泊山国有林二〇四五林班い小班から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九一九の一まで	前		七・一メートルから 三二・一メートルまで	一六〇・〇〇メートル
			後		七・一メートルから 三二・一メートルまで	一六〇・〇〇メートル

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ小柳店・宮脇書店青森店

青森市小柳五丁目一九の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

2 株式会社東東商事

三 青森市の意見の概要

青森市小柳五丁目一九の一  
代表取締役 須藤東代吉

1 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう実施する時間帯等について十分配慮すること。

2 駐車場への経路の一部が住宅地の生活道路等静穏が要求されるような道路及び歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路であることから、登下校時間帯の通行回避や不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を呼びかけるなどの措置を講じること。

3 計画地が景観計画区域内にあることから、青森市景観計画に定める大規模行為の景観形成基準に適合させること。

4 当該店舗に接する歩道は、小柳小学校及び佃中学校の通学路であることから、登下校時における児童生徒の安全確保について、配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年九月十四日から同年十月十四日まで  
3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社スコレ

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中廣

三 弘前市の意見の概要

1 県道桔梗野富田線及び市道桔梗野三丁目二号線は、弘前市立桔梗野小学校及び弘前市立第四中学校の通学路となつていことから、登下校時における児童・生徒の安全に十分配慮いただきたい。

2 計画地は弘前市立第四中学校に隣接していることから、騒音・振動・排気・臭気等を抑制し、学校生活・活動への影響が最小限となるように努めていただきたい。

3 渋滞回避のため、市道桔梗野三丁目二号線側の従業員出入口について、一般客が利用しないよう周知徹底していただきたい。

4 車いす等での入店が可能なスロープの設置や手の届く位置への自動ドアの開閉装置の設置等、障がい者等に必要な合理的配慮についても検討・対応いただきたい。

5 等価騒音レベルの予測結果では、全ての地点で環境基準を満たしているが、冷

凍機室外機等の騒音発生源から近隣住家までの距離が近接しており、作動音その他低周波音等の直接到達による生活環境に及ぼす影響がないとは言えないため、

苦情を未然に防ぐための最大限の配慮及び苦情が寄せられた場合の適切な対応を心掛けていただきたい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十八年九月十四日から同年十月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下、「調達物品」という。）

1 除雪グレーダ（三・七メートル級） 二台

2 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 三台

3 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 二台

4 除雪トラック（七トン級、路面整正装置付） 二台

5 除雪トラック（七トン級） 一台

- 6 除雪トラック(七トン級、散水機能付) 一台
  - 7 除雪トラック(七トン級、散水機能付) 一台
  - 8 小形除雪車(一・〇メートル級) 一台
  - 9 小形除雪車(一・三メートル級、草刈装置付) 一台
  - 10 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級) 一台
  - 11 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級) 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
一の1、2、3、8、9、10及び11について  
平成二十八年七月二十六日  
一の4、5、6及び7について  
平成二十八年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
一の1及び2について  
コマツ建機販売株式会社東北カンパニー青森支店  
青森市大字三内字丸山三九三の一八八  
一の3、9、10及び11について  
株式会社青工  
青森市新田三丁目一の一八  
一の4、5、6及び7について  
UDトラックス株式会社青森カスタマーセンター  
青森市大字石江字三好一一六  
一の8について  
日立建機日本株式会社青森営業所  
青森市大字野内字菊川六一の三
- 六 契約金額  
一の1について 五千六百三十七万六千円  
一の2について 九千二百八十二万六千円

- 一の3について 五千六百七十万円
  - 一の4について 六千三十七万二千元
  - 一の5について 二千四百四十万八千円
  - 一の6について 二千八百六十七万四千元
  - 一の7について 二千九百五万二千元
  - 一の8について 七百二万円
  - 一の9について 千八百六十八万四千元
  - 一の10について 千六百七十九万四千元
  - 一の11について 千六百七十四万円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一の1、2、3、4、7、8、9及び10について  
調達物品ごとに、調達物品に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。  
一の5、6及び11について  
調達物品ごとに、調達物品に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十八年六月十三日
- ~~~~~
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十八年九月十四日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 有限会社第一地質
  - 二 代表者の氏名 古川 富貴雄
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字御笠見五五の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一六一二四号

五 取消年月日 平成二十八年八月三十一日  
六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
さく井工事業に係る一般建設業の許可

平成二十八年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 神板金店

二 氏名 神 竹蔵

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字中平井町一九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一二九六九号

五 取消年月日 平成二十八年八月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

平成二十八年九月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
深浦町政刷新会議	長坂 淳也	長坂 淳也	長坂 淳也	西津軽郡深浦町大字船作字堰根五二二	平成 六・八・元
小野寺あきひろ後援会	大坂 健蔵	太田 松一	青森市中央一丁目三の七		平成 六・八・元

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年九月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党藤崎町支部 (小野 稔)	会計責任者	阿部 祐己	清水 孝夫	平成 六・八・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
--------------------	------	---	---	-------

伊吹信一後援会 (伊吹 信一)	主たる事務 所の所在地	青森市篠田二丁目二二の一九	青森市富田五丁目二七の三	平成 二六・八一
森内のぼる政経研究会 (森内 之保留)	会計責任者	小笠原 剛	三上 幸治	二六・七三
竹原義人後援会 (越後 一雄)	代表者	越後 一雄	武士澤 武男	二六・八五
森内のぼる後援会 (八木沢 健一)	会計責任者	蝦名 和人	市川 光幸	二六・八六

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
えびな鉄芳後援会	海老名 鉄芳	平成二七・三一
亀田繁雄後援会	亀田 繁雄	二六・三三
坂上淳一後援会	坂上 淳一	二七・三三

青森県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年九月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	年月日
伊吹 信一	伊吹信一後援会	主たる事務所の所在地	異動
		青森市篠田二丁目二二の一九	新
		青森市富田五丁目二七の三	旧
		平成二六・八一	動

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭